

記載要件に関する特許法の条文及び趣旨

＜特許法第 36 条第 4 項 1 号＞

(特許の要件) 第三十六条 ... 4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
--

〔趣旨〕

「四項は発明の詳細な説明の記載要領を規定したものである。…特許制度は発明を公開した者にその代償として一定期間一定の条件で独占権を付与するものであるが、発明の詳細な説明の記載が明確になされていないときは、発明の公開の意義も失われ、ひいては特許制度の目的も失われてくることになる。その意味で本項はきわめて重要な規定である。」

(特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕』118 頁，発明推進協会，2012)

＜特許法第 36 条第 6 項 1 号＞

(特許の要件) 第三十六条 ... 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

〔趣旨〕

「六項一号は…特許請求の範囲の記載に際し、発明の詳細な説明に記載した発明の範囲を超えて記載してはならない旨を規定した。発明の詳細な説明に記載

していない発明について特許請求の範囲に記載することになれば、公開しない発明について権利を請求することとなるわけであり、これを防止する規定である」

（特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕』122 頁，発明推進協会，2012）

<特許法第 36 条第 6 項 2 号>

（特許の要件） 第三十六条 … 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 … 二 特許を受けようとする発明が明確であること。

〔趣旨〕

「特許請求の範囲の記載は、特許権の権利範囲がこれによって確定されるという点において重要な意義を有するものであるから、その記載は正確でなければならない、一の請求項から必ず発明が把握されることが必要である。…二号は…特許請求の範囲の機能を担保する上で重要となる規定であり、特許を受けようとする発明が明確でなければならない旨を規定したものである。この規定により、特許権の権利範囲を確定する際の前提となる特許請求の範囲の記載の明確性が担保されることになる。」

（特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕』122 頁，発明推進協会，2012）